

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録	
開会日	令和7年2月27日（木）午前9時30分
閉会日	令和7年2年27日（木）午前10時33分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委 員 長 富田えいじ 副委員長 おくだけんじ 委 員 伊藤真規子 大島令子 岡崎つよし なかじま和代 山田けんたろう わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 佐藤有美 福祉部長 川本満男 次長（福祉政策、福祉、長寿担当） 中野智夫 次長（保険医療、健康推進担当） 貝沼圭子 福祉課長 堤 健二 課長補佐兼保護係長 加納郁子 保険医療課長 諸戸洋子 課長補佐 伊藤弘憲 国保年金係長 寺島卓哉 子ども部長 飯島 淳 次長 近藤かおり 子ども未来課長 柴田浩善 課長補佐 伊藤 愁 保育係長 大久保功一
	計 14 人
職務のため出席した者の職氏名	議長 木村さゆり 議会事務局長 横地賢一 主任 佐藤有美
会議録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 22 号 長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

福祉課長 議案第 22 号について説明

なかじま委員 進学・就職準備給付金は、これまでの大学への進学支援に加え、就職する際の新生活の立ち上げにも支援を拡充するとのことだが、支給額は幾らか。

福祉課長 転居を伴わない場合は 10 万円、伴う場合は 30 万円である。

なかじま委員 何人に給付する見込みか。また、進学と就職の割合はどのようなか。

福祉課長 現在、該当者がいないため給付の見込みはなく、就職・進学の割合もない状況である。

なかじま委員 申請から給付までの流れはどのようなか。

福祉課長 本人が関係書類を添えて申請書を提出し、市は申請後速やかに決定通知を書面にて通知し、支給する。

なかじま委員 既に条例改正を行っている自治体もある中、この時期になったのはなぜか。

福祉課長 進学・就職準備給付金の支給決定の可否に直接関わらないこと、改正時期については各自治体に裁量があることから、市の現状を確認し、条例の文言等の整合性を整理してから議会に諮るべきと考え、今定例会で上程した。

なかじま委員 外国人の人数を確認すると、いつもわからないという回答を受けるが、今後はわかるのか。

福祉課長 生活保護を受けている外国人の世帯数は把握している。

大島委員 外国人の生活保護受給者は何人か。

福祉課長 外国人の生活保護受給世帯は極少数であり、個人が特定されるおそれがあるため人数の回答は控える。

わたなべ委員 外国人のマイナンバーの保有者は何人か。

福祉課長 把握していない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員　この改正は「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改めるものだが、給付金の支給事務において特定個人情報が利用される。マイナンバーの利用は任意であり、マイナンバーを利用する目的の改正には賛成できない。今のところ強制ではないが、デジタル化が進む中で強制になりつつある状況を危惧し、反対する。

賛成討論なし

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第 23 号　長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

保険医療課長　議案第 23 号について説明

大島委員　今回の改正で、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額は上がり、介護納付金課税額のみ下がっているのはなぜか。

保険医療課長　介護納付金は、県が社会保険診療報酬支払基金の示す数値を参考に算出しており、詳細な算出方法はわからないが、県全体の国民健康保険加入者の介護納付金も減少しているため、被保険者数の減少などが考えられる。

大島委員　確定申告後に令和 6 年分の所得が確定し、令和 7 年 6 月に税務署から情報が降りてくると思うが、なぜ正確な所得がわかる前の今の段階で、所得割額の税率を決定する必要があるのか。

保険医療課長　国民健康保険税は 4 月 1 日を基準日として課税されるため、所得が確定し本算定の納税通知書を送付するのは 7 月だが、今の時点で税率を定める必要がある。

大島委員　毎年 5 月の臨時議会で専決処分を承認している議案については、どのような内容か。

保険医療課長　税制改正大綱に基づくもので、令和 7 年も予定している。課税限度額の

引き上げと軽減判定所得基準の変更で、4月1日から政令改正、3月末に公布される予定のため専決処分とし、5月の臨時議会で承認を受けている。

大島委員 令和7年1月31日に開催された令和6年度第3回国民健康保険運営協議会で、どのような指摘を受けたか。

国保年金係長 全体の財政状況を加味して議論する必要があるとの指摘をいただいた。令和7年度以降は、資料を整え、開催回数なども見直ししながら、国保全体の財政収支を見ながら議論いただけるよう調整したいと考えている。

大島委員 1人当たり4,199円の増額とのことだが、基金を活用して据え置くことはできないか。

保険医療課長 納付金を納めるためには、保険税を上げないと収支が成り立たないため、県から示された標準保険税率を前提に税率を検討した。所得割、均等割、平等割それぞれの税率をどう設定するかは各自治体に裁量があるため、今回は所得定率減免が終了することもあり、低所得世帯になるべく影響が出ないように均等割と平等割は据え置き、所得割のみを上げることとした。

伊藤委員 公費の歳入が減額したために、1人当たり納付金額が上昇したという説明があったが、どういうことか。

国保年金係長 公費とは前期高齢者交付金等のことである。国民健康保険と被用者保険では年齢構成が異なる。国民健康保険は65歳以上の被保険者が多いため、保険者間の不均衡を是正すべく被用者保険から国民健康保険に交付金が交付されている。

前期高齢者交付金は、65歳以上の加入率や医療費で配分されるが、現在国が進めている社会保険適用拡大の影響で、65歳以上も含めて被用者保険の被保険者数が増えているため、市町村の国民健康保険に配分される交付金が減っており、結果として、市が保険税で負担する部分が増えたということである。

伊藤委員 所得に応じ、各世帯が実際に支払う金額は幾らか。

保険医療課長 モデルケースとしては、70歳の単身や夫婦で年金収入が約153万円の世帯は、7割軽減がかかり、増額しない見込みである。70歳の夫婦で年金収入が約210万円の世帯は、5割軽減がかかり、年額約3,800円増額する見込みである。35歳の夫婦と子で所得が約400万円の世帯は、減免も軽減もかからず、年額約2万3,000円増額する見込みである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員 国民健康保険被保険者の多くは低所得者で、年齢層も高い。令和4年度は44.8パーセントが65歳から74歳の高齢者である。誰でも高齢者になると病院を受診する機会が多くなり、国民健康保険は医療費を必要とする人がより多く加入している。また、高齢者や無業者など、負担能力の高くない人が多いため、保険税がますます高くなる状況も生じている。公費の投入により税率を引き下げ、安心して医療にかかるよう求めて反対する。

賛成討論なし

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第24号 長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

子ども未来課長 議案第24号について説明

大島委員 業務内容は変わるのか。

子ども未来課長 変わらない。本条例は、保育所が外部から給食を搬入する場合において、栄養士又は管理栄養士の指導が受けられる体制を整備する必要があるということで、管理栄養士を追加するものである。

大島委員 市内にある家庭的保育事業所、スマイル☆キッズとパセリ保育室の状況はどのようなか。

子ども未来課長 2園とも自園調理で、外部から給食を搬入していないと聞いている。

わたなべ委員 栄養士と管理栄養士は、指導の範囲や管理できる人数に違いがあるのか。

子ども未来課長 栄養士は主に健康な人を対象に栄養指導や食事の管理を行い、管理栄養士は、病気を患っている人や高齢で食事を取りづらい人などに対し、専門的な知識と技術によって、一人一人に合わせた栄養指導や栄養管理を行う者と理解している。栄養士も管理栄養士も栄養士法に定められた国家資格であり、保育所の給食の指導に関しては、どちらも同等なことができると理解している。

大島委員 自園調理の場合でも、献立の作成等で栄養士の指導を受けているのか。

<午前 10 時 14 分 休憩>

<午前 10 時 30 分 再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

子ども未来課長 市内の小規模保育所等に確認したところ、基本的には献立作成を委託している所がほとんどで、委託先の栄養士や管理栄養士から意見をいただいているとのことである。また、義務ではないが、栄養士を配置している保育所等もあった。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前 10 時 33 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 7 年 2 月 27 日

教育福祉委員会委員長 富田えいじ